

中国の商標制度の特徴

国家工商行政管理総局商標局への商標登録出願

団体商標、証明商標制度

国際登録出願の対象国←権利化は早い！

年間70万件以上の膨大な出願数→権利化の遅延

出願から公告または拒絶までに3～3年半

調査 150\$前後

出願 450\$ ※委任状必須

公告／登録 120\$

中国の商標制度ですが、まず、管轄の役所、国家工商行政管理総局の商標局、役人総数60万、そして、中国の最高議決機関は全人代ですが、この全人代で3020人、代表委員がいますが、この工商行政管理総局は、最大の行政機関ということもありこの総局長は、全人代の席次50番くらいですので、非常に権限を持っている役所です。この役所の中に商標局というのが所属しています。この商標局で商標権の取得の審査、それから管理を行っています。

権利化されてしまった場合の対策

他人が出願中の場合

情報提供制度は存在しないため、公告まで待つ、もしくは交渉

公告中の場合

公告から3ヶ月以内に異議申し立て

※青森事件 客観的証拠(後述)を多数提出

登録済の場合

登録から5年以内に無効審判

登録から3年経過している場合には不使用取消

中国企業が、商標の登録をしてしまったらどうするのかという対応策の確認です。他人が出願しているのを通達商標サービスセンターのデータで確認し、トムソンブランディのウォッチングをして分かったという場合、公告後3箇月の異議の申立期間があります。この3箇月に異議の申立てをしたら、必ずつぶれるということではなくて、地名であると中国で認定される登録要件は何か、それを立証できる具体的な資料はあるのかということを検討した上で、申立理由があるという判断に至った場合には、異議の申立てをしていただくということが肝要です。申立理由とその資料の再検討ということが、非常に大切になってきます。

中国で商標の登録をされてしまったという場合には、除斥期間という審判請求をすることができるという期間が5年ありますから、ともかく商標登録から5年以内に請求をしていただくことです。もうひとつは、登録から5年を経過しているときでも、中国国内で3年間、具体的な商品・サービスについて使っていないという場合には、商標局に対し、不使用の登録取消請求ができます。

権利を取消(無効にする)ための資料

現地の消費者が他人の出願当時に「地名」として認識しており、かつ周知していることを認識させるに足りる客観的資料を収集する

現地の新聞記事、雑誌(できる限り当該国、当該国言語のもの)

販売拠点、販売ルート

輸出入関連書類

他国の商標登録関連資料

市場調査報告書(鑑定書)

商標及び地域名称の評価、ランキング等の客観的資料

過去の類似判決等

例: 青森事件(中国)、越後事件(台湾)

台湾の商標法では？

登録要件

指定商品の性質、品質又は原産地について公衆に誤認を生じさせる虞があるものは拒絶される(23条1項11号)

他人の商品の…原産地を証明するために標章を排他的に使用する者は、**証明標章**登録出願をしなければならない(72条)

出願商標に原産地等を含む場合には、排他権を放棄することで登録可能(19条)

社会的団体等が法人として存在しており、その団体又は会員資格を確認するために標章を排他的に使用しようとするときは、**団体標章**登録出願をしなければならない(74条)

権利の効力が及ばない範囲

商標としてではなく、善意かつ公正な使用方法によって、原産地その他の説明を表示する者は、他人の商標権の効力に拘束されない(30条)

台湾の商標法では、2003年に改正法が施行になり 先進的な商標法になったわけですが、地名の扱いについては、いささか台湾中心主義の規定になっています。登録要件は次のように規定されています。指定商品の性質、品質または原産地について公衆に誤認を生じさせるおそれがあるものは、商標の登録を認めません」と書いています。単に、原産地であるという認識だけでは不十分であり 加えて、台湾の公衆に誤認を生ずるおそれがある、こういったものが地名と認定され、初めて商標の登録を認めないという結論になるといふ文言です。そうすると、日本の需要者が地名である誤認すると認識するだけでは不十分で、台湾の公衆が、その商標権の出願の時に、誤認を生ずるかどうかが、これを立証していくということですから台湾中心の登録要件になっていると理解できます。そうしますと これもやはり台湾の企業に商標登録を取られぬように、積極的に私どもが取っていくということが必要です。

それから、先使用权という規定は、同じ30条に、形の上では、日本と同じように置かれています。ただ、善意の適正な使用については先使用权が発生するというので、要件がやや誇張されています。

台湾における他人の登録例

→誤認を生じさせない＝拒絶がかからない

東京、神戸、名古屋、鹿児島等は「顕著」と言
い得る(登録がされていないため)



32類 登録済

富山

31類 登録済

「青森」と「富山」は、台湾の公衆に原産地について誤認を生じさせるおそれがないと審査され、台湾企業に取られてしまっています。

石川

32類 登録済

福井

30類 登録済

宮
崎

29類 登録済

石川」、福井」、宮崎」も登録を認められ、取られてしまっています。

崎 宮 29類 登録済

香 川 30類 登録済

徳 島 30類 登録済

宮崎」、「香川」、「徳島」も登録を認められ、取られてしまっています。

讚岐

42類 登録済

讚岐

29類 登録済

讚岐

30類 登録済

問題になった「讚岐」についても、42類のコンピューターソフトの設計サービスについて、29類の食肉の分類、30類、これがうどんや麺が含まれる商品の分類ですが、これについても「讚岐」は、台湾の公衆に誤認を生じさせるおそれがないと審査され、既に取りられてしまっている状況です。

佐賀

29類 登録済

京
の
都

29類 登録済

「佐賀」、「京の都」というのも取られてしまっています。

台湾で権利を確保している組合・県の例



29類 登録済



29類 登録済

積極的に日本の公共団体や農業協同組合等々が取得している例もあります。『神戸ビーフ』の29類については登録を受けていますし、『佐賀海苔』も29類、海苔加工水産物が含まれる分類で権利を積極的に取得しています。

日本の地名の抜け駆け商標問題に関する建議書

2008年3月28日、台北市日本工商会が經濟部智慧財産局に提出

47都道府県名、政令指定都市17市、核心都市35市、旧地名87、地域団体商標358件の日本語標記、繁体字、ピンイン、ひらがな、カタカナを表にしてまとめたものを添付

台湾の企業に商標権を既已取得されてしまっている、日本の地名を本家本元が使えない、という状況になってしまっているものがあります。こういう状況を重く見て、台湾の台北の中に、1971年、商工会議所のようなものが設立され、現在は420社余りが所属している日本工商会がありますが、この日本工商会から台湾の特許庁である知的財産局のほうに、これは日本で広く認識されている現在の地名であるので、商標の登録を認めないようにしてもらいたいという陳述書を提出しています。それに対し、台湾の知財局の陳局長のほうからは、分かりました、積極的に対応しますという回答をもらっています。ただ、台湾の具体的な審査において、地名認定の一つの資料にするというところまでは、まだ進んでいない状況です。

台湾における商標保護

經濟部智慧財産局

団体商標、証明標章制度あり

例:「琉球泡盛」は団体商標

国際登録出願の対象地域ではない!

台湾はパリ条約・マドリットプロトコルに未加盟

調査 7,000NT\$

出願 15,000NT\$

公告／登録 10,500NT\$

台湾における商標制度は、先進的な商標制度になっているというご報告をしましたが、台湾は、1971年の中国の国連復帰により台湾は国連において代表権を失い、国際社会において外交上孤立したこともありパリ条約のような知財の国際条約に未加盟です。台湾は2002年1月1日、中国について144番目の加盟国としてWTOに加盟しました。

権利化されてしまった場合の対策

相手方が出願中の場合

情報提供制度は存在しないため、公告まで待つ、もしくは交渉

公告中の場合

公告から3ヶ月以内に異議申し立て

登録済の場合

登録から5年以内に無効審判

登録から3年経過している場合には不使用取消

台湾の企業に取得されてしまった商標に対する対応も、制度の上では、中国と同じような状況です。登録公告に付されますと公告の日から3ヶ月以内に異議申し立てを行うことができ、商標登録の日から5年の除斥期間が経過する前には一定の事由で無効審判が請求できますし、商標登録から3年以上に亘って台湾国内での登録商標の使用がなされないときには不使用取消審判を商標専属責任機関が職権または利害関係人が請求できます。

韓国の商標法では？

登録要件

その商品の産地等を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標は商標登録を受けることができない(6条1項3号)

顕著な地理的名称・その略語のみからなる商標は商標登録を受けることができない(6条1項4号)

ぶどう酒関連の地理的名称は不登録(7条1項14号)

団体標章及び地理的表示団体標章制度あり

権利の効力が及ばない範囲

商標権は、登録商標の指定商品と同一又は類似の商品に対して顕著な地理的名称及びその略語には効力が及ばない(51条3項)

韓国の商標法における地名の扱いは、これは非常に理解できる十分な規定を置いていると考えられます。韓国は国威高揚のために知財の保護を先進国並みにとい意識で、制度改革をどんどん行ったこともあり日本より先制度そのものは、先進的なものを現在は含んでおり韓国の制度に大体1~2年遅れて、日本の制度改革が行われるという状況になっています。地名についても、しっかりした規定を置いています。

まず、登録要件のところの原則規定は日本と同じです。運用も韓国が審査基準を公表して、日本と同じような運用基準を明示しています。それに加えて、画一的に判断できるように、「顕著な地理的名称・その略語のみからなる商標は商標登録を受けることができない」という明確な規定を置いています。そして、この顕著な地理的名称・その略称についても、商標の審査基準の中で、国家名とか、内外国の首都名、大都市名、広域市や道の名称等々はこれに含まれると、具体的に明示しています。これで、日本と基本的に同じような運用、それから日本人が地名として認識するものは、韓国での登録を阻止できるというような運用を韓国特許庁は行ってくれています。

韓国における注意事項

日本と基本的に同一の考え方

権利保護の際には、漢字とともにハングルの
出願も検討する

国際登録出願の対象国



北海道
북해도
HOKKAIDO
홋카이도

2006.11.29 拒絶例

45

韓国で、日本の公共団体、農業協同組合等々が漢字で権利取得をされ、例えば、北海道という漢字だけで権利取得をし、これで十分であると理解されるのは、間違いだと考えられます。北海道と漢字で書かれているところの2段目、これはハングルで、プクヘドゥと発音します。例えば、プクは北のことですが、北京はプクキョンと発音するような形で、ホッカイドウ、ペキンという通例の発音通りには、韓国人は日本の漢字を理解してくれないということになります。ちなみに商標の構成の「HOKKAIDO」というアルファベットの下のハングルが、ホッカイドウと読めるハングルです。このように、韓国の場合には、日本の漢字について、地名の認定は適切にしてくれるということですが、その読み方については、ハングルで補強した権利取得をする必要があります。

농림축산검역본부 40-2008-0040005

(19) 대한민국특허청(국)	(200) 상표번호	40-2008-0040005
(12) 상표종류	(401) 상표일자	2008년08월19일
11111 등록	1013출처	
11211 출원번호	40-2008-0033860	
11311 출원일자	2008년04월22일	
11411 출원분류	3009-0101-00100000	2007년10월23일 일본
11511 출원인	사카이 요코베농산물 사카이시(현) 사카이시, 20-5-10 사카이시지소, 미노사카이시지소 일본, 사카이, 사카이시, 미노시카키야마, 오카와 신제 502-0	
11611 대리인	최정복특허법인	
11711 출원출처	일본출원번호 2007-0101000	
11811 해당상품/서비스의 설명	제 29 부	
11911 상표의 (Sound/mark), 부호의 (pictorial), 조합의 (combination)	상표의 설명	

佐賀海苔
有明海一番

47

「佐賀海苔 有明海一番」, こういったものも漢字で韓国での権利取得を佐賀の農業協同組合が行い、現在は、登録決定を受けて、商標の登録番号が付与されるのを待っている状況です。そうすると、この漢字を韓国人が見ますと、「佐賀海苔」は、ザハヘテとらような発音になります。「有明海一番」というのも、ユウヘルヘイルパンとらような発音になり、アリアケカイイチバンという発音はしてくれないことになりますから、このアリアケカイイチバンというハングル表記についての権利取得も遺漏なくされるのが注意点になります。制度の運用そのものは先進的になっていますが、言語の違い、地名の認識の違いとらことも十分理解して、権利取得に遺漏ないようにというのがお願いします。

香港の商標法(商標条例)では？

登録要件

商取引又は事業において、商品の原産地等を指定することに資する標識のみで構成される商標は登録することができない(11条(1)(C))

出願商標に原産地等が構成されている場合には専用権放棄(15条)

団体標章(61条)、証明標章(62条)の制度

権利の効力が及ばない範囲

登録商標はある者による自己の宛先又は営業地名、営業者の営業地名の使用により侵害されない(19条(3)(a)及び(b))

商品の原産地等を指定するに資する標識の使用により侵害されない(19条(3)(c))

香港の商標制度を概説します。香港は1997年に中国に返還された後も、「一国二制度」の政策の下で、中国と別個の独立した商標法令が存在し適用されます。2003年4月4日に施行された新商標条例が現行法です。この条例は、1944年のイギリス商標法の改正事項に倣ったところが多い法制です。

まず原則として、従前の使用主義を大きく変更し登録主義、つまり商標権の効力は主務官庁である知識産権署、商標登録局の商標権の設定登録によって発生するとしました。しかし、コモンロー上の適法な先使用者に対しては、他人が商標権を取得してしまった場合でも一定条件下で善意の同時使用(Honest concurrent use)を認め、ちょうど日本の先使用权のような権利を認めるなど、使用主義的な色彩を残しています。

地名、つまり商品の原産地等の取り扱いについては次のように新商標条例では規定されています。商標権として権利付与されるための商標の登録要件として、識別力のなお商標は絶対的拒絶理由として規定を設けて登録を認めないことにしています。新商標条例11条1項(c)では、「商取引又は事業において、商品の原産地等を指定することに資する標識のみで構成される商標は登録することができない。」と規定しています。加えて、出願された商標に原産地等がその構成に含まれているときは、その原産地等の表記につき専用権を放棄、ディスクレームしなさいと規定されています。また、原産地等の表記がその商標の構成に含まれて商標登録された商標権については、商標権の権利の効力が及びませんよとい形で、「登録商標は、第三者の自己の名称や住所、または営業所の地名、そして、商品・サービスの種類、品質、数量、価格、原産地の地名(geographical origin)などの使用に対して、商標権の侵害を構成しない。」という規定を置いています。

香港における注意事項

出願時の委任状は不要

出願から存続期間の起算日は出願日(から10年)

情報提供制度はなし

第三者の地名商標の出願への対応策としては、その出願中における情報提供を行う制度を有していませんが、出願公告から3ヶ月以内に異議申立てを行うことが可能です。この申立期間は、従前のように2ヶ月の延長が認められなくなっていますので、期間を遵守した申立てを行う必要があります。また、第三者の地名商標が登録された後には、香港領域内で登録商標の使用の実績が3年以上に亘ってないときには何人も不使用の商標登録取消しを請求することができます。この3年は香港では商標権の設定登録が行われると、その商標出願の日に商標登録されたものとみなされ存続期間も出願の日から起算されるのと同様、不使用期間も出願の日から3年が計算されることとなります。この不使用の商標登録取消しの請求は、商標登録局の登録審査官に請求することもできます。また、加えて、香港高等裁判所に対して出訴する形での請求も認められています。

香港での商標の審査はたいへん迅速に行われています。出願されて1~3ヶ月位で方式、実体審査を経て出願公告に付されています。したがって、香港においても新商標条例の下、先願主義が原則とされて、迅速に出願商標の審査が行われている現状ですから、日本の農産品について産地名称の使用を確保するうえで、速やかに必要な産地名称や産地名称を含んだデザインのシールを各製品の分類で出願され、商標登録を確保されておかれる必要があるかと思えます。

中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策について 2008.8

1)中国・台湾での商標検索・法的対応措置に関するマニュアルの作成・提供



http://www.ip.o.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutuqantaisaku.htm

2)北京・台北における「冒認商標問題特別相談窓口」の設置

3)適切な権利保護のための制度改善に関する中国政府等への働きかけ

まとめ

地名ブランドは価値あることを認識する
日本における地域団体商標の取得の要否を検討する
中国、台湾その他の流通(予定)国への権利化を急ぐ
既存の他人の登録がある場合には対策を検討(代理人、JETRO、地域団体、行政等を利用)
ブランドを名乗ることができる品質基準を詳細に規定
ブランドを商品・包装・宣伝物等に正しく付し、広く利用していく



ブランド価値の向上

ご清聴ありがとうございました

講義に関する質問・問い合わせ先

特許業務法人 三枝国際特許事務所



大阪オフィス (06) 6203-0941

東京オフィス (03) 5511-2855



saegusa@po.sphere.ne.jp

<http://www.saegusa-pat.jp>